

トルコにおける家族問題の政治化現象

村 上 薫

- I はじめに
- II 特別委員会報告
 - 1. 特別委員会報告の性格と構成
 - 2. 特別委員会報告に見る家族問題
- III 家族協議会報告書
 - 1. 家族研究機構と家族協議会
 - 2. 家族協議会報告書に見る家族問題
- IV 考察
- V 結びにかえて

I はじめに

1980年代以降のトルコ社会を特徴づけるいくつかの現象のうち、注目すべきものとして、政治的論議の中に「家族」(aile)が頻繁に登場するようになったことがあげられる。オスマン帝国末期の19世紀末から、共和国初期の1930年代頃まで、家族は近代化の対象として、常に政治の議題にのぼっていた。その後、家族は政治の舞台の中心からいったん退いたように見えたが、1980年代に入って再び政治的な言説の中に姿を現すことになったのである。共和国初期に家族が近代化の対象として議論されたのに対して、1980年代以降の家族問題は、新たな保守主義イデオロギーの登場を背景として、伝統的価値を再評価する文脈で語

られる点を特徴とした。

1970年代の政治と経済の混乱が軍事介入によって収拾された後、1980年代のトルコでは、急進的な経済自由化を主張する中道右派から、イスラム主義者まで、幅広い主義主張を内包する保守主義勢力が台頭し国政の主流を形成した。民政移管後成立した祖国党のオザル政権は徹底した経済自由化政策をとる一方、対社会的には、1970年代に左右のイデオロギー対立によって分裂し疲弊しきった社会を再統合すべく、宥和的な態度をとった。そこで中心的な役割を果たしたのが、イスラム主義的要素とトルコ民族主義的要素を折衷して形成された、新しい保守イデオロギーである「トルコ＝イスラム融合主義」(Türk- Islam Sent-ezi) であったとされる。トルコ＝イスラム融合主義とは、トルコ的伝統とイスラムという二つの価値を源とする固有の民族文化を強化することによって、社会的連帯と国家の統合を可能とする考えにもとづく^(注1)。1980年代以降、政治的場面において、そのような民族文化の担い手として家族の重要性が強調されることになった。具体的には、五ヵ年開発計画において「家族」が政策対象として取り上げられ、また家族に関する政策提言機関として家族研究機構 (Aile Araştırma Kurumu) が設

立されて、家族的価値が賞賛され、「危機に瀕した伝統的家族」を救済する必要性が唱えられることになった。

1980年代以降のトルコにおいて「家族」がこのようなかたちで政治的場面に登場したこと、どう理解すべきか。この現象に接近するにあたり、イスラム主義を志向する政治的潮流の中で保守派が男性優位の家族観を擁護している、という図式をまず想定することができる。本稿でとりあげる政府報告書の刊行や、家族研究機構の設立に際して、トルコの左派知識人は共和国の大原則である世俗主義を擁護する立場から、その中でもフェミニストはイスラム主義と女性の抑圧を結びつける観点から、それぞれ議論を展開した。たとえば社会学者のギュンセリ・ベリックは、上述の報告書の刊行と家族研究機構の設立を評価して、「反世俗主義勢力の企て」であるとし、その目的が「男女を隔離し、女性を家庭という領域に押し込めて再生産の責任を強調する」ことにあると批判している^(注2)。ただし、これらの議論の多くはややもすれば感情的なイスラム主義批判の域を出でていない。

この現象を理解するためにはまた、イスラム主義を志向する政治的潮流との関連性と同時に、1980年代を境とする時期の社会経済的な発展過程も十分考慮して議論する必要がある。トルコでは1970年代に輸入代替型産業政策が破綻した結果、1980年代には経済自由化政策が推進されたが、その過程ではマス・メディアの発達とそれに伴う消費欲求の増大、あるいは所得分配構造の悪化や都市低所得階層出身の女性の労働力化といった社会経済的な変化が急速に進行した。こうした状況が現実の家族関係に及ぼす影響を考慮することな

しに、この現象は理解できないだろう。

本稿は、1980年代以降のトルコにおける「家族」の政治化という現象を分析するうえで必要となる予備的作業として、「家族」に関して具体的に何がどう問題とされているのかを、政府公文書の分析を通じて明らかにすることを目的としている。上で触れたように、この現象に関して、イスラム主義を志向する政治潮流と関連させる議論はあるものの、多くは感情的なイスラム主義批判に終わっている。だが、この現象を理解するためには、まず、家族的価値を賞賛する人々にとって問題の所在がどこにあるのかを明らかにするところから出発する必要がある。

分析の素材として用いるのは、第6次五カ年開発計画の準備委員会のひとつとして設置された「トルコ人の家族の構造」(Türk Aile Yapısı)特別委員会の報告書（以下特別委員会報告と略す）^(注3)、およびこの報告書の刊行を契機として設立された家族研究機構が開催する「家族協議会」(Aile Şurası)の報告書^(注4)である。前者は家族的価値の強化を政策課題として本格的に取り上げた最初の文書であり、後者は政府系シンクタンクによる家族政策の提言という性格をもつ。前者の分析によって、政治的論議において最初に家族がとりあげられた際の問題意識が明らかにされ、後者の分析によって、そのような問題意識が政策提言の場にどのように引き継がれたのかが明らかにされるであろう。

II 特別委員会報告

1. 特別委員会報告の性格と構成

トルコでは、1960年の軍事介入後、計画経済的な開発体制であったケマリズムへの復帰が目指され、その一環として、国家企画庁が設立され五ヵ年開発計画の策定が再開された。この五ヵ年開発計画は、経済だけでなく、文化的社会的領域も対象とする包括的な性格をもっていたが、家族が人口計画以外の領域に登場するのは、第6次五ヵ年開発計画(1990~94年)からである。同計画には、はじめて「家族・女性・子ども」の項が設けられた。

五ヵ年開発計画の作成にあたっては、各項目ごとに諮問的な性格をもつ特別委員会が設置されて問題の所在を指摘する報告書を準備し、それを参考にして、より上級の委員会が執筆するというしくみになっている。第6次五ヵ年計画の「家族」の項の場合、「トルコ人の家族の構造」特別委員会が設置され、その報告書は1989年4月に国家企画庁に提出された。同計画の「家族・女性・子ども」の項がわずか1ページにすぎないのに対して、特別委員会報告は179ページとかなり大部なものである。この報告書が、トルコ＝イスラム融合主義的な文脈で家族を本格的に問題化した、最初の公文書となった。

同委員会のメンバーは、学識者および国家企画庁をはじめとする政府機関職員など80人余りから構成される。委員長を務めたのは、イスタンブル大学経済学部教授で、「トルコ人の世界」研究基金(Türk Dünyası Araştırma

Vakfı) の創立者で総裁も務めたトゥラン・ヤズガンであった。

同報告書の構成は、「社会構造」、「住宅」、「法律」、「教育」、「保健衛生・社会福祉・社会保障」の五つの章からなり、そのうち「社会構造」の章が相当部分を占める(全体の179ページのうち72ページ)。以下では、家族に関する問題の所在が概括される「社会構造」の章を中心に紹介する。

2. 特別委員会報告に見る家族問題

(1) 記述の特徴

「社会構造」の章は、以下の15の項目から構成される。まず(1)「序」で家族概念の定義が述べられる。つづいて(2)「家族の歴史的発展」では、①データを提示して離婚率など主要な指標についてヨーロッパ諸国とトルコの比較が行われ、②イスラムにおける家族観、および③トルコ系諸語を話す人々の地理的分布とその家族の特徴が述べられる。つづいて(3)「社会変容とトルコにおける家族」では、19世紀以来の近代化の過程が家族構造に及ぼした変化が概観される。(4)以降では以下に示すように、より個別のテーマが扱われる。(4)「子どもの教育における家族の役割」、(5)「青年」、(6)「世代間の衝突」、(7)「社会心理的・経営システムとしての家族」、(8)「親族」、(9)「擬似的親族」(tasavvuri akrabalık)、(10)「親族婚」、(11)「血縁」(kan davaları)、(12)「アノミー」、(13)「収入と支出」、(14)「消費の単位としての家族」、(15)「メディアの影響」。

章全体をとおして指摘できるのは、欧米やトルコにおける家族研究の成果をふまえた実証的な記述と、主にイスラムに根拠を求めた

規範的な記述とが混在している点である。また、相互に意図の矛盾した記述も見られた。このように、構成が折衷的で内容に混乱が見られる理由のひとつとして、家族社会学者から宗務庁関係者まで、多様なメンバーが執筆を分担していることが考えられる。以下では、その中から規範的なアプローチによる記述を取り出し、家族がどのように問題化されているのかを検討する。

(2) 問題の所在

家族の変容に規範的なアプローチがとられているのは、主に項目(2)「家族の歴史的発展」のうち②「イスラムにおける家族観」の部分である。ここでは、コーランやハディースの章句を典拠として、イスラムにおける家族観が述べられ、そのような家族観を受け入れながら形成されたトルコ人の「伝統的家族」の家族規範が明らかにされる。そして最後に「伝統的家族」を解体させる要因が指摘され、取りくむべき課題が示される。この課題については、項目(15)「メディアの影響」でも同様の内容が述べられている。以下、それぞれの要旨を紹介しよう。

まず、「イスラムにおける家族観」によれば、イスラムにおいて、家族は夫婦を核にして構成され、夫と妻はそれぞれの生理的心理的特質に応じて相手に対する権利と義務をもつという。男性は家族の長 (aile reisi) であり、子供たちは彼に属するものと見なされる。夫の妻に対する義務は、社会的地位と経済力に応じて、住居を定め、妻の物質的な必要を満たすことである。一方妻は、夫が定めた住居の中で、その管理者の役割を果たし、また育児を担当するとされる。また、子どもは神

から両親へ委託 (emanet) された存在であり、両親は子どもに対して、正当に得た収入によって養い、教育する義務を負うとされるという。

トルコ人の「伝統的家族」とは、このようなイスラムにおける家族観と、中央アジアのトルコ民族が遊牧生活を送る中で形成した「小さな家族」の形態が組み合わさることによって成立した家族であった。そのような「ムスリム＝トルコ的传统」(Müslüman-Türk geleneği) の上に発展した「伝統的家族」は、長 (reis) にして統率者 (baş) である父、および母と子から構成される。家族の構成員に与えられた役割はすべて神聖であり、それらを遂行することによって、家族の神聖な結びつきが培われてきたという。

だが、そのような「伝統的家族」は、現在、二つの原因により解体の危機に瀕している。原因のひとつは、都市化に伴う女性の労働参加であった。すなわち、都市化の過程で、低所得階層の家族の間では、現金需要を満たすために女性が家庭の外に働きに出始めた。女性が家庭の外に働き出ると、育児がおろそかにされ、また生計の担い手としての夫の立場が揺るがされる。こうして、夫と妻、子どもたちの神聖な役割分担が崩れると、そうした役割分担を通じて結びついていた家族関係が解体することになったという。

「都市への人口流入と醜悪な都市化によって、伝統的な家族的価値が失われつつある。……生活のために、国家そして経済の必要を満たすために、女性が働き始めた。しかし、それが家族の間で引き起こすことになる、社会的心理的な諸問題にどう対応すべきか十分に考慮されてこなかった。

そのため『母』の権威と秩序維持者としての機能が変化した。……（こうした）『母』の機能の変化は、家庭における夫と子どもたちの役割をも変化させることになった。夫の『家族』との聖なる結びつきが弱まり、子どもたちは『母』と『父』の権威に対する反発心を強めることになった。」^(注5)

「伝統的家族」を解体させるもうひとつの原因として挙げられているのは、新聞とテレビをはじめとするマス・メディアの影響である^(注6)。すなわちメディアの急速な発達は、「急激な文化変容をもたらし、家族の基本的要素である男女、および子どもの役割を変化させること」^(注7)となった。

「これらは、人々に『贅沢な生活』を勧め、魅惑的な消費財に対する強烈な欲望をつくりだし、常軌を逸した行動をとらせている。また、テレビの外国製番組は、複数の男性を相手にする未婚女性の乱れた性的関係を映し出して、青少年に悪影響を与えている。」^(注8)

ところで、以上のような「伝統的家族」の解体は、それが社会の連帯の解体を招く点で問題とされるべき現象であった。社会的連帯は、人々がひとつの「民族文化」を共有することによって可能であるが、そのような「民族文化」が宿り継承されるのは家族であるという。こうして、「民族文化」の防衛が重要な課題にあげられることになった。

「我々には、イスラム以前にはじまり、イスラムによって発展した社会的価値と社会的紐帶という、民族的規範 (milli normlar) がある。この社会的価値と社会的紐帶を拠り所にして、トルコ人の家族は健全な発展を遂げてきた。人々が共有してきたこの社

会的価値が、社会的諸条件の変容によって損なわれるのを防ぐためには、足並みをそろえて文化的手段を講じなければならない。」^(注9) このように述べたうえで、「テレビ放映に民族色を反映させ、音楽や文学を通じて『ムスリム＝トルコ人』のモデルを創造する」と、および「若い世代に『新しいもの』と『旧いもの』の融合を説く」ことが課題として提示されて、「イスラムにおける家族観」の部分は締めくくられている。このメディアを利用した「民族文化」の防衛の必要性については、項目(15)「メディアの影響」でも述べられている。それによれば、テレビ等のメディアの影響力を逆に利用することによって、「ムスリムにしてトルコ人」という民族アイデンティティを創造し、強化することが必要であるという^(注10)。

以上を簡単にまとめておこう。特別委員会報告によれば、「伝統的家族」とは、夫婦とその子から構成され、夫が家長として生計を維持し、妻は家事と育児を役目とする性別分業に基づく核家族とされる。そのような「伝統的家族」は、妻の就労とメディアの影響力により解体の危機にさらされている。これは、民族文化がその担い手を失うことを意味し、トルコ社会の健全な発展が妨げられることを意味する。このような問題意識に立って同報告では、メディアの影響力を逆に利用することによって、「民族アイデンティティの創造と強化」を行うことが必要だと訴えられた。

以上のような問題意識は、次に検討する家族協議会の報告書でもおおむね共有されることになる。しかし、そこで出された個々の政策提言は、必ずしも上で述べたような「伝統的家族」への復帰を志向するものばかりでは

なかった。

II 家族協議会報告書

1. 家族研究機構と家族協議会

(1) 家族研究機構

家族研究機構は、「トルコ人の家族の一体性を維持・強化するために必要な調査および政策提言を行うこと」(政令第396条)を目的とし、特別委員会報告が出された8ヶ月後の1989年12月に総理府のもとに設立された。担当の国務大臣は、祖国党議員(当時)でトルコニイスラム融合主義に共鳴する有力者として知られるジェミル・チチェッキである。家族研究機構の設立は「特別委員会報告書」を重要な契機としていると言われ、またチチェッキ個人の功勞も大きかったと言われる^(注11)。初代理事長には、イスラム系雑誌『再闘争』(Yeniden Mucadele)の編集に従事してきたネジュメッティン・テュリナイが任命された^(注12)。同機構は、中道左派系の民主社会党が家族問題担当大臣の席を獲得した現在でも、民族主義行動党など保守政党に近い人々によって要職が占められていると言われ^(注13)、ジュムフリエット(Cumhuriyet)紙など左派系新聞から保守反動勢力の牙城と見なされて厳しい攻撃の対象とされてきた。

(2) 家族協議会と報告書の性格

調査研究活動や出版活動と並んで家族研究機構の重要な活動のひとつに、家族協議会の開催がある。家族協議会は、「社会の基礎であ

るところの家族に関する知識を集めて議論し、トルコ社会にふさわしい民族政策(milli politika)の基本となる諸原則をうち立てる」(「家族協議会に関する省令」第2条)ことを目的として、今までに3回開催された。第1回は1990年12月17~20日に開催され、第2回は1994年に国際家族年を記念して開催された「家族大会」(Aile Kurultayı)で代替された。その後1998年5月25~27日に第3回が行われた。家族大会の報告書は研究論文集の体裁をとっており、直接政策提言を行うものではないので、ここでは取り上げない。したがって、分析の対象となるのは、第1回および第3回の家族協議会の報告書である。

家族協議会の参加者は、家族研究機構のメンバーおよび、諸機関(議会、首相府、省庁、大学、職業団体、労働組合など)の代表者および家族研究機構がとくに指名した個人からなる。第1回協議会については、議事録巻末に参加者の一覧がある。これによれば、家族研究機構の外部からは、19の省庁、大学など83機関の代表者、および社会学、心理学、精神医学、家政学などの諸分野の研究者、ジャーナリスト、芸能人など89人の名前が個人的な招待者としてあがっている。ただし、実際に何人が出席したかは議事録からはわからない。

家族協議会には、個別の問題を討議する部会が設置される。第1回協議会では、「社会構造」、「社会文化の変容と発展」、「研究と広報」、「家族の強化と社会保障」、「教育」、「法律」、「衛生問題と社会サービス」の7部会が設置された。第3回協議会でも同じく7部会が設置された。それらは「マス・メディア」、「文化的価値と家族」、「教育と衛生問題」、「2000年に向けた家族政策」、「法律」、「社会調

査」、「社会経済の変容と家族」である。家族協議会の初日に、これらの部会はそれぞれ与えられたテーマについて議論し、問題の所在を明らかにし政策提案を盛り込んだ報告書案を起草し、これを総会に提出する。報告書案は翌日以降、総会で検討され、必要があれば修正・削除・追加を行い、協議会の最終報告として多数決で採択される。

各部会は20人前後で構成されている。メンバーの中には、トルコ＝イスラム融合主義のイデオローグとして知られるネウザット・ヤルチュンタシュ(イスタンブル大学経済学部)など右派知識人に加えて、ネジュラ・アラト(イスタンブル大学女性学研究所)やフィリズ・コチャリ(カドゥンジャ誌・Kadınca Dergisi)など、家族研究機構に批判的な言論活動を行ってきた左派知識人の名前も見られる^(注14)。メンバー全員の思想的傾向は明らかにできなかつたが、このように必ずしもトルコ＝イスラム融合主義の共鳴者ばかりではないことは、注意しておく必要がある。以下で明らかになるように、各部会間だけでなく、同一部会の報告書であっても内容にしばしば矛盾が見られるが、その理由のひとつはこうしたメンバーの構成によると考えられるためである。これについては後述する。

メンバー構成に関してもう一点注意すべきなのは、第1回協議会の議事録でのみ確認できることだが、総会で承認された部会メンバー候補の数が署名数と一致しないことである。たとえば「社会構造」部会では、25名の候補者のうち、署名したのは18名であった。署名のないメンバーの一人に先のコチャリがいるが、彼女の場合は家族研究機構の設立とその活動に反対する立場から報告書草案の署名を

拒否したことが、議事録に残された発言から明らかである^(注15)。だが彼女以外のケースは、署名がない理由がわからない。これらの人々の一部に、家族協議会の趣旨に反対する確信犯的な欠席者や、署名拒否のケースが含まれている可能性があることに留意する必要がある。

家族協議会報告書の議事録はそれぞれ200ページ余りで、首相、家族問題担当大臣、家族研究機構理事長らの挨拶に続いて、問題提起と政策提言をまとめた各委員会の報告書案と総会での議論、および総会で採択された最終報告が収録されている。本稿ではそのうち最終報告を中心とりあげ、総会における議論には必要に応じて触れる。ただし、協議会が扱うテーマは多岐にわたっており、紙幅も限られていることから、それらのすべてをここで紹介することはせず、特別委員会報告の分析を通じて重要事項として浮かび上がった三つの問題領域、すなわち(1)「民族文化」と家族の関係、(2)女性の役割の変化、および(3)メディアが家族に及ぼす影響にテーマを絞って分析を進めたい。(1)の分析を通じて家族が問題とされる際の全体的な枠組みが確認され、(2)および(3)の分析によって個々の問題への対応が明らかにされるだろう。

2. 家族協議会報告書に見る家族問題

(1) 「民族文化」と家族

特別委員会報告では、都市化や産業化が進む過程で「伝統的家族」が解体し、民族文化がその担い手を失って危機にさらされているという認識が述べられ、メディアの影響力を逆に利用した「民族アイデンティティの創造

と強化」の必要性が示された。家族協議会では、同様の問題意識を継承しながら、特別委員会報告では曖昧だった「民族アイデンティティの創造と強化」の内容がより明確に示されることになった。結論から述べれば、そこでは、特別委員会報告の固定した制度としての家族観や「民族文化」観は影をひそめ、新しい社会経済状況に適応可能な新しい家族関係の構築を通じて「民族文化」の発展が可能になるというロジックが展開されることになった。

第1回協議会で「民族文化」と家族の関係について述べているのは、「社会構造」部会である。同部会報告書では、家族が環境の変化に対応可能な柔軟性をもつとして、家族関係における変化を危機と見なしてそれをいたずらに強調することが戒められている。そして、家族関係における伝統的要素が、新たに加わった近代的要素との間でどのような緊張を生み出しているのかを明らかにすることが、家族研究機構の使命であると述べられている^(注16)。また、「家族の強化と社会保障」部会でも、同様の家族観が共有されて、「民族文化」の柔軟性を認める議論が展開された。同部会の報告書は、「民族文化」と家族の関係を次のように述べている。すなわち、現代社会ではメディアが社会や文化に及ぼす影響は計り知れない。だが、そこで何が起きているのかを突き止め対応策をとることで、文化や伝統が受けるダメージを最小限にいく止めができる。つまり、家族に宿る精神的な諸価値を、(どのような変容を受け入れるのか取捨選択することで) 民族アイデンティティを維持しつつ、ダイナミックかつ健全に存続させていくことが重要なのだと^(注17)。

第1回協議会ではこのように、「民族文化」と家族との関係性に新しい局面が切り開かれたわけだが、第3回協議会ではそれはさらに展開され、明確なイメージを与えられることになった。最も詳しくこの問題を扱っているのは、「文化的価値と家族」部会である。同部会の報告書によれば、「民族文化」と家族の関係は、およそ次のようなものであった。すなわち、家族は文化的、民族的、および道徳的価値が宿り、継承される場であるとしたうえで、家族は社会の変容に対して受け身にならず、むしろそれを発展的な方向に積極的に導く役割を果たさねばならない。だが、現在のトルコの家族は、急激に変容する社会的環境に対して受け身で、新しい価値を生み出せないまま古い価値を失い、その空白を埋めるためにメディアが提供する既成の諸価値を無批判に受け入れている。また、ますます周囲から孤立し、父親が強い権威をもち支配的に振る舞う閉鎖的な家族となっている。こうした家族に代わって必要とされているのは、伝統的要素を残しつつ、個人主義的で近代的、かつ参加型の家族である。というのは、そのような家族こそが、今日のトルコ社会で必要とされる経済エリートを育み、社会を発展的な方向に導くことができるからである。同時にまた、開放的で、社会と合理的なコミュニケーションがとれる、拡大家族的な信頼関係を他の家族との間に築けるような家族も必要とされている。トルコでは核家族世帯が主体だが、機能的拡大家族と呼べるような関係が親族間に成立し、相互扶助など重要な機能を果たしてきた。そのような伝統的な家族のあり方を復活させ強化する必要がある。というのも、そのような開放的な家族こそが、産業社

会が必要とする創造的な人材を生み出すからであると^(注18)。

このような認識に立ったうえで、同報告書では次のような提案が出された。まず、自由、平等、公正という「普遍的価値」に基づいた家族関係の構築が原則として出され、家族の絆は維持しながら、家族が依存しあう文化的土壌をなくして自由な個人を育てることや、子どもが伝統的な文化的価値を再解釈し、批判的に継承することが許容されるような民主的な家族関係をつくることが提案された。さらに、礼儀作法や宗教的知識など民族的精神的価値を、「普遍的価値」とともに、子どもが納得できる合理的なかたちで教えることの必要性もあげられている^(注19)。

以上の「文化的価値と家族」部会の報告書から、新しい社会経済状況に適応可能な新しい家族関係を構築することによって、「民族文化」は発展を遂げることができる、という考え方を読みとくことができる。これによれば、自由、平等、公正といった「普遍的価値」を、現在の社会経済状況に照らして合理的に取捨選択し、固有の民族的価値と組み合わせることによって、より望ましい家族関係の構築が可能ということになる。家族協議会では、基本的なスタンスとしてこのような柔軟な家族観が示された。しかし、以下に見るように、これは個々の問題領域で常に共有されているわけではなかった。

(2) 女性の役割の変化

特別委員会報告では、都市低所得層出身の女性の労働参加が、「伝統的家族」を解体させる最大の要因とされた。家族協議会においても同様の考えをうかがうことができる。たと

えば第3回協議会の「2000年に向けた家族政策」部会では、女性が就労することによって、育児に支障をきたし、家族の一体性が損なわれるおそれがあると指摘され、そのような考えに基づいて、家計補助のために妻の就労を必要とする状況の改善を求める提言がなされた。これはたとえば、家族扶養手当の拡充、失業手当の制度化、法定最低賃金の設定基準の変更(労働者当人の生活費用から労働者世帯のそれへ)などである^(注20)。しかし、従来の性別分業が重視されることはあるても、女性の就労そのものを否定するような内容の記述は見られなかった。女性の役割に関する記述は、それよりも、女性の就労を促進し、そこで発生する問題を回避するための制度拡充や意識改革を求めるものが中心となった。

女性の就労に関する提言は、すべて既婚女性を対象としており、大きく二つに分類することができる。ひとつは、女性が就労するにあたって、従来の性別分業を見直そうというもの、もうひとつは性別分業を肯定し、女性に就労と家庭役割の両立を求めるものである。

最初のタイプとしては、第3回協議会の「法律」部会で出された一連の提言があげられる。これらは、夫婦別課税(現行は世帯収入の合計に課税)、夫婦とも公務員の場合の出産手当支給に関する公務員法改正(現行の「父親」から「賃金の高い配偶者」へ)、育児休暇・休業取得対象者の拡大(現行の「母親」から「両親」へ)、事業所の保育園設置基準の変更(現行の「女性従業員数」から「全従業員数」へ)などを含む^(注21)。これらは、労働者としての男女の個人的权利を尊重し、また育児を両親の責任と見なす考えに基づいている。

なお、女性の就労に直接的には関係しない

が、性別分業の見直しという点で言及しておくべきものに、子どもの家庭役割教育に関する提言がある。たとえば、第3回協議会の「文化的価値と家族」部会では、(1)項でも触れた「民族的・精神的価値を普遍的価値とともに合理的に教育する」必要性の一環として、「学校や家庭における従来の性差別的な性別分業の教育」が批判され、従来の硬直化した家庭内の性別分業は非合理的であり見直しが必要だと指摘された^(注22)。同じく第3回協議会の「教育と衛生問題」部会でも、「近代的な責任分担」を子どもに教えることが提案されている^(注23)。

2番目のタイプとしては、まずパートタイム労働や家内賃労働の制度化という雇用形態に関する提言があげられる。これらのいわゆる「柔軟な雇用」は、トルコでは輸出産業の成長とともに労働集約的産業を中心に普及しているが、現行の労働法では規制の対象外に置かれている^(注24)。これまでにも失業問題対策として、制度化の必要性が政府によって言及されたことはあったが、家族協議会では、家事・育児と両立させやすい女性向けの雇用形態として、これまでになく積極的に制度化が求められることになった。第1回協議会では、女性、学生および年金生活者向けの就労形態としてパートタイム労働の制度化が提案された(「家族の強化と社会保障」部会)。第3回協議会では、「2000年に向けた家族政策」部会で、女性の家庭役割と調和させやすい雇用形態であることがより明確に述べられて、パートタイム労働など労働時間が柔軟な就労形態の奨励、および女性による在宅ビジネスへの支援が要請された。これによれば、「女性の雇用に関しては、家族の一体性を守り、仕事と家庭生活の調和を重視する必要がある。勤務時間

が柔軟で短時間の雇用形態 (esnek ve kısmi çalışma türleri) を促進すべきである。(中略) 女性の起業を促進し、女性が希望する場合は自宅で生産活動に従事できるよう促進すべきである」という。

このほか、育児支援に関する提言にも、性別分業に肯定的なものが見られた。たとえば、第1回協議会の「衛生問題と社会サービス」部会では、「働く母親が子どもと離れなくてすむよう、母親の職場内に託児施設を設置せること」として、母親の育児責任が強調された^(注25)。

以上で見たように、家族協議会では女性の就労が「伝統的家族」に好ましくない影響を与えることが指摘されつつも、就労そのものが否定されることはない。女性の就労に関する提言は、従来の性別分業規範の見直しを求めるものと、それを維持しようとするものに分かれるが、いずれも従来の「伝統的家族」への復帰を目指すものではない点では共通している。

(3) メディアが家族に及ぼす影響

特別委員会報告では、欧米の価値観の影響下にあるメディアが「伝統的家族」を揺るがす原因として指摘され、メディアがもつ強力な影響力を逆に利用した「民族アイデンティティの創造と強化」の必要性が示された。これに対して家族協議会では、(1)項で述べたように、この「民族アイデンティティの創造と強化」を、家族関係の民主化や役割分担の見直しを通じた「伝統的家族」の発展的な変化であるとする見解が、いくつかの部会で示された。当然そこでは、「伝統的家族」の発展的な変化の推進力となることがメディアに期待

されると予想される。しかし、結論から述べれば、家族協議会において、メディアはそのような役割ではなく、むしろ「伝統的家族」を維持する手段となることが期待された。

家族協議会では、特別委員会報告におけるのと同様、メディアが家族に及ぼす否定的な影響が指摘されている。たとえば、第1回協議会の「教育」部会では、一部のメディアが女性の身体を商品化し、青少年の性的逸脱を助長していることが指摘され、そのようなトルコ人社会の価値観にそぐわない家族像を示すことで、家族関係を混乱させていると指摘している^(注27)。

だが、家族協議会では、それと同時に、メディアが発展的な変化の担い手となる可能性も認められている。たとえば第3回協議会では、独立した「マス・メディア」部会が設置されて、メディアの影響力について様々な角度から議論され、メディアが新しい文化的価値を生み出し、「民族文化」をより豊かなものに発展させる可能性が指摘された^(注28)。

しかし、メディアのそのような可能性に言及しつつも、具体的な提言はメディアの否定的な影響から「伝統的家族」を守るという趣旨のものに限られた。たとえば、同部会で出された提案は、「婚外の性的関係を煽る番組の放映禁止」、「道徳心、宗教心、家族制度を基礎づけている諸価値を動搖させる活動は慎むこと」など、いずれも既存の価値観を逸脱しないメディア活動を求めるものだった^(注29)。家族協議会の他の部会で「民族アイデンティティの創造と強化」のために必要とされた、子どもの発言権の尊重や、性別にとらわれない家庭役割の分担などを特徴とする新しい家族関係の実現のために、メディアの影響力を利

用しようという趣旨の提言は見られなかった。

IV 考察

以上では、第6次五ヵ年開発計画策定のための「トルコ人の家族の構造」特別委員会の報告書と、家族研究機構が主催する2回の家族協議会の議事録を分析した。その結果を簡潔にまとめるなら、1980年代以降のトルコにおける政治的論議において、「家族」に関して次のような問題意識が表明された。すなわち、社会的連帯は「民族文化」の存在に基づきづけられており、そのような「民族文化」は家族によって担われる。しかし、「伝統的な民族文化」とそれを担う「伝統的家族」は、都市化に伴う女性の就労とメディアの影響力の増大により解体の危機に瀕しており、トルコ社会の連帯が脅かされていると。

特別委員会報告で最初に公式に表明されたこの問題意識は、家族問題への対応策を協議する家族協議会でも基本的に踏襲された。だが、家族協議会では、一部の部会で「民族文化」や「伝統」概念の読み替えが行われることによって、固有の民族的価値に民主性や平等性といった「普遍的価値」が加わった新たな「伝統的家族」のモデルが提示された。その結果、家族の「発展的な変化」を志向する提言が打ち出された。たとえば、「伝統的家族」を解体させる最大要因とされた女性の就労に関して言えば、パートタイム労働に関する提言のように育児役割との両立を前提として、「伝統的家族」からの乖離を最小限にとどめようとするものから、夫婦の間での育児役割の平等な分担を求めるものまで、幅広い考

え方があるにせよ、女性の就労自体は肯定された。その一方、同じく「伝統的家族」を解体させる要因とされたメディアに関しては、従来の「伝統的家族」を理想とする原状復帰的な志向をもつ提言が出ており、二つの異なる家族観が並立する状況がうかがわれた。

ここでは、以上の結果についていくつか考えを述べておきたい。第1の論点は、「伝統的家族の解体」が社会的連帯を弛緩させるものだとして警戒される一方、今後の対策として出された個々の政策提言は従来の家族のあり方への回帰を必ずしも志向していない点である。このような「落差」をどのように解釈すべきだろうか。

第一に考えられるのは、アラトやコチャリなど、女性の地位向上を主張する立場に立つ人々が参加したことで、彼らの主張が提言にある程度反映されたという可能性である。たとえば、第1回協議会の「社会文化の変容と発展」部会のメンバーが、「特別委員会報告作成にも参加したことに誇りを感じる」としたうえで、女性問題ばかりが議論され、特別委員会報告が提起した家族の問題がおざなりにされたとして、署名はしたものの報告書案に不満であると述べていることは^(注30)、こうした推測を支持している。ここでは、そのような可能性を裏付けるものとして、自身もその中で活躍するトルコの女性運動について、方向転換が起きているとする、次のアジュネルの指摘をあげておこう。アジュネルによれば、欧米の「第二波のフェミニズム」に影響されて1980年代に新たな女性運動の興隆が見られたが、ケマリズム的な国家主導の女性の地位改革を支持する旧世代のフェミニストと異なり、この新たな運動を担った人々は国家フェ

ミニズムが家父長的イデオロギーから自由でないとして、国家と距離を置いてきた。しかし、女性の地位・問題担当庁 (Kadının Statüsü ve Sorunları Genel Müdürlüğü) の設立 (1990年) を契機として、これら新しい世代のフェミニストに属する大学教員らが、政府の諮問委員会への参加などを通じて、政策決定過程に積極的に参加し始めたという^(注31)。

フェミニストによる政策決定過程への積極的な参加が、家族協議会についてもあてはまるのかどうかは、部会メンバーの選考プロセスなどが不明なので、あくまでも推測にとどまる。だが、トルコの女性運動におけるそのような戦術の変化が、家族協議会の提言に見られる歩調の乱れと何らかの関係があると考えることは、不自然ではないだろう。

もうひとつの可能性として考えられるのは、「伝統的家族の危機」を唱える人々自身が、国内外の政治経済環境に柔軟に対応する現実主義的な志向をもっていた、というものである。その場合、現実主義的な対応はしばしば「民族文化」という曖昧な概念の読み替えによって正当化されることになった。

そのような例としてたとえば民法改正に関する提言があげられる。現在、トルコではEU加盟を前提とした国内法の標準化が進められているが、その一環として、1985年に批准した国連の「女性に関する差別撤廃条約」に沿った女性差別的な条項の改正作業が行われている。そのうち民法の改正案はすでに国会に提出されたが、一部の保守主義勢力の反対にあって、審議が難航している。家族の長を男性と定める条項の削減などを含むこの改正案を、第3回協議会の「法律」部会は全面的に支持したが、その背景には、法における男女

同権の実現という国際的な要請に応えることが、トルコの国際的な地位の向上のために避けられないという判断があったと考えられる（ただし、同部会の座長は法案作成委員会委員長と同一人物であった）。

また、国内の経済構造の変化が、現実主義的な提言に結びついた例としては、女性のパートタイム労働の制度化があげられる。インフレ経済のもとで現金需要が増大し、また男性の失業問題が深刻化する状況において、都市の低所得階層を中心に、不安定で低賃金であっても女性が得る収入の重要性が高まった。そこで、女性を家事・育児の専従者と位置づける「伝統的家族」の性別分業規範との抵触が少ない雇用形態として、パートタイム労働や家内賃労働を制度化することによって、軟着陸が図られたと考えられる。

第二の論点は、「伝統的家族」と呼ばれて理想化された家族は、いわゆる近代家族的な要素を備えた家族であったということである。「近代家族」とは、歴史的には18世紀のヨーロッパで上流階級の間で成立し、その後産業革命の進行とともに中産階級と労働者階級の間に広まった家族形態である。「近代家族」は、その外部（地域共同体や親族）にたいして閉鎖的で自律的な領域であり、その内部では男性が生計維持者、女性は家事と育児を担うという性別分業が成立し、家族メンバー間は情緒的な結びつき（夫婦愛や母性愛）によって結ばれることを特徴とする。報告書の中の「伝統的家族」は、夫婦とその子どもたちから構成され、女性の主婦役割と母性愛を重要な要素とするが、これは近代家族型の家族と考えられる。トルコにおいて、そのような近代家族型の家族が汎化するのは、産業化と都市化

が本格的に始まる1950年代以降であるといわれている^(注32)。つまり、1980年代の政治的論議における家族問題は、伝統主義的な外見を装ってはいるが、実は比較的最近になって形成された近代家族型のジェンダー役割規範のゆらぎを問題としていた。

V 結びにかえて

本稿では、第6次五カ年開発計画策定のための「トルコ人の家族の構造」特別委員会の報告書と、家族研究機構が主催する2回の家族協議会の議事録を分析し、家族に関して何が問題とされているのかを検討した。本稿で分析した資料は限られており、また紙幅の制約と筆者の力量不足のため、これらの文書で扱われている多岐にわたる問題群を包括的に提示することもかなわなかった。しかし、1980年代になって観察された家族の政治化という現象について、およその見取り図を描くことはできたようだ。

最後に、IVで行った考察を踏まえて、この現象を理解するために今後取り組むべき課題を示しておこう。まず第一の論点に関連して、提言が制度化される実態を明らかにすることが、課題としてあげられる。家族協議会では、従来の家族関係を「伝統的家族」として理想化し守ろうとする提言が出される一方で、「民族文化」の概念を操作することによって、従来とは異なる新しい家族関係を目指す提言も出された。二つの家族觀が並立するこのような状況において、「家族の強化」はどのような形で、どのようなアクターによって制度化されるのか。あるいは単なる掛け声で終わるの

か。掛け声で終わるとすればその理由は何か、といった点を検討していく必要がある。この課題に取り組むことは、冒頭で述べた、イスラム主義の台頭という政治潮流に注目するアプローチと、社会経済的な発展過程に注目するアプローチの、それぞれの有効性を確認する作業でもある。

第二の論点、すなわち「伝統的家族」と呼ばれて理想化された家族の性格規定に関連する課題としては、より長期的な視野に立った考察があげられる。トルコにおける近代家族型の家族モデルは、オスマン帝国末期に近代化改革の一環として家族関係が近代化されることによって形成され、やがて民族独立の気運の高まりと共に、トルコ民族主義の担い手という性格を与えられたことが、近年の家族史や女性史研究の分野で明らかにされてきた^(註33)。しかし、その時期に導入された近代家族型の家族モデルが、その後のトルコ社会の変容とどう関わりあうことになったのかは、十分に解明されていない。今日、伝統的価値を再評価する文脈で近代家族型の家族が理想化されたわけだが、そのような主張は共和国初期の近代化改革の過程で形成された家族モデルとどう関係しているのだろうか。この疑問に答えるためには、現在のトルコ社会の実態に照らしあわせながら、創られた伝統としてのトルコ型近代家族の性格を規定しなおす作業が必要と考えられる。今後の課題を導いたところで、本稿の結びにかえたい。

(むらかみ かおる／地域研究第2部)

(注1) トルコ＝イスラム融合主義については、たとえば次の文献を参照のこと。B. Güvenç, G. Saylan,

i. Tekeli and S. Turan, *Türk-İslam Sentezi* (トルコ＝イスラム融合主義), Sarmal Yayınevi, 1991.

(注2) G. Berik, "State Policy in the 1980s and the Future of Women's Rights in Turkey," *New Perspectives on Turkey*, Fall 1990, pp. 81-96.

(注3) *Türk Aile Yapısı Özel İhtisas Komisyonu Raporu* (トルコ人の家族の構造特別委員会報告), Başbakanlık Devlet Planlama Teşkilatı, Nisan, 1989.

(注4) *I. Aile Şurası* (第1回家族協議会), Başbakanlık Aile Araştırma Kurumu, 1990, III. *Aile Şurası* (第3回家族協議会), Devlet Bakanlığı, Aile Araştırma Kurumu Başkanlığı, 1998.

(注5) *Türk Aile Yapısı Özel İhtisas Komisyonu Raporu*, p. 18.

(注6) この報告書が出された当時、テレビ放送は国家の独占事業であったが、海外に拠点を置いた民間放送が実質的に開始されていた。

(注7) *Türk Aile Yapısı Özel İhtisas Komisyonu Raporu*, p. 19.

(注8) *Türk Aile Yapısı Özel İhtisas Komisyonu Raporu*, pp. 19-20.

(注9) *Türk Aile Yapısı Özel İhtisas Komisyonu Raporu*, p. 20.

(注10) *Türk Aile Yapısı Özel İhtisas Komisyonu Raporu*, p. 75.

(注11) A. Kapan, 'Cemil Çiçek'in aile kurtarma harekatı' (シェミル・チェックの家族救済活動), *Birikim*, no. 20, 1990.

(注12) Ibid.

(注13) *Cumhuriyet*, Ocak 31, 2000.

(注14) ヤルチュンタシュとコチャリは第1回協議会「社会構造」部会、アラトは第1回協議会「社会文化の変容と発展」部会のそれぞれメンバー。

(注15) *I. Aile Şurası*, p. 42.

(注16) *I. Aile Şurası*, pp. 209-218.

(注17) *I. Aile Şurası*, pp. 209-214.

(注18) *III. Aile Şurası*, pp. 171-173.

(注19) *III. Aile Şurası*, pp. 173-174.

(注20) *III. Aile Şurası*, pp. 183-187.

(注21) *III. Aile Şurası*, pp.191-195.

(注22) *III. Aile Şurası*, pp.173-174.

(注23) この提言に対しては、男女別の役割を教えることはジェンダー・アイデンティティが健全に形成されるために不可欠であるとして、総会で削除が提案されたが、否決された。*III. Aile Şurası*, p.72.

(注24) 現実の変化に対応した「柔軟な雇用」の制度化は、経営者団体が要求しているほか、失業問題対策として五ヵ年開発計画などでも言及されてきた。トルコにおけるパートタイム労働の制度化をめぐる議論については、次の文献が参考になる。S. Eser, *Part - time Çalışmanın Türkiye'de Kadın İstihdamına Etkisi* (パートタイム雇用制度がトルコにおける女性雇用に及ぼす影響), Başbakanlık Aile Araştırma Kurumu, 1997.

(注25) *III. Aile Şurası*, p.186.

(注26) *I. Aile Şurası*, p.239.

(注27) *III. Aile Şurası*, p.226.

(注28) *III. Aile Şurası*, p.166.

(注29) *III. Aile Şurası*, pp.164-167.

(注30) *I. Aile Şurası*, pp..57-58.

(注31) S. Acuner, “*Türkiye'de Kadın - Erkek Eşitliği ve Resmi Kurumsallaşma Süreci*”（トルコにおける男女平等とその制度化プロセス）, 1999. アンカラ大学に提出された博士号請求論文。なお、アジュネルはこの論文が執筆される以前に女性の地位・問題担当庁の理事長を務めた経験をもつ。

(注32) F. Özbay, “*Kadının Eviçi ve Evdişi Uğraşlarındaki Değişime*”(女性が家庭内および家庭外で行う労働の変容), §. Tekeli(der.), *1980'ler Türkiye'sinde Kadın Bakış Açısından Kadınlar*, İletişim Yayıncılık, 1990.

(注33) たとえば次の研究がある。A. Duben and C. Behar, *Istanbul Households : Marriage, family and fertility, 1880-1940*, Cambridge U.P., 1991, A. Durakbaşa, “*Cumuhuriyet Döneminde Kemalist Kadın Kimliğinin Oluşumu*”(共和国期におけるケマリスト女性のアイデンティティ形成), *Tarih ve Toplum*, no.51, 1988.